

東京都林地開発許可実施要領

〔制定 平成16年4月1日16環自緑第6号〕

〔改正 令和2年5月19日2環自緑第136号〕

(目的)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づく開発行為の許可及び第10条の3の規定に基づく監督処分等の取扱いについて、厳正かつ円滑な実施を図るため、森林法施行令（昭和26年政令第276号。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。）及び東京都林地開発許可手続に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業区域 開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域
- (2) 開発行為をしようとする森林 法第5条に規定する地域森林計画対象民有林である森林
- (3) 開発行為に係る森林 開発行為をしようとする森林のうち、土地の形質を変更する森林で、一時利用する場合も含めるものとする。
- (4) 残置森林 開発行為をしようとする森林の区域内で開発行為に係る森林以外の区域
- (5) 残置森林率 残置森林のうち、若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合
- (6) 造成森林 土地の形質を変更した森林及び森林以外の土地に造成した高木性樹木で構成する森林
- (7) 森林率 残置森林に開発行為をしようとする事業区域内の造成森林を加えた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合
- (8) 造成緑地 土地の形質を変更した森林及び森林以外の土地に造成した低木性樹木又は、草本類で構成する緑地

(開発行為の許可基準)

第3条 開発行為の許可基準は、別表1「開発行為の許可基準」に定めるところによる。

(開発行為の事前指導)

第4条 開発行為の許可を受けようとする者は、許可申請前に林地開発行為事前指導申出書(別記第1号様式)を、東京都多摩環境事務所の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都多摩環境事務所の長に、東京都支庁の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都支庁の長に申し入れを行い、事前指導を受けることができる。

(開発許可申請書に添付する図書)

第5条 規則第3条の規定による林地開発許可申請書に添付する関係図書は、別表2開発行為許可申請図書一覧表(以下「申請図書一覧表」という。)によるものとする。

(開発行為の変更)

第6条 規則第6条第1項第1号の「面積の増加する変更」については、変更後の面積が変更前と比べて減となっても新たに森林区域が開発対象となる場合は該当するものとする。

2 規則第6条第1項第2号の「構造又は設置箇所の変更」については、高さの変更及び施設の廃止も含むものとする。

3 規則第6条第2項の「林地開発許可変更届」については、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 開発行為の目的の変更
- (2) 開発行為の事業区域の変更
- (3) 残置森林・造成森林の形状、位置、数量の変更
- (4) 「開発行為の許可基準」の法面勾配・高さ・段数の変更

(開発行為の計画変更)に添付する図書)

第7条 規則第6条の規定による林地開発許可変更申請書に変更対照表(別記第3号様式)に変更に伴いその内容が変更される関係図書(別表2「申請図書一覧表」)を添えて提出するものとする。

(開発行為の許可標識の掲示)

第8条 開発行為者は、当該許可標識に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに当該記載した事項を書換えなければならない。

2 開発行為者は、当該開発行為を完了したとき、若しくは廃止したときは、速やかに許可標識を撤去しなければならない。

(開発行為の協議)

第9条 法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定による許可を要しない開発行為について、当該開発行為をしようとする者は、協議書（別記第4号様式）に関係図書を添えて提出し、協議するものとする。

2 協議書に添付する関係図書は、別表3「連絡調整協議図書一覧表」によるものとする。

3 協議書は、東京都多摩環境事務所の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都多摩環境事務所の長に、東京都支庁の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都支庁の長に提出しなければならない。

4 前項の協議書の提出部数は、原則として2部とする。

(施行規定)

第10条 この要領に規定するもののほか、事務の取扱いに関し、必要な事項は東京都林地開発許可等事務処理基準で定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

東京都林地開発許可制度実施要領（平成14年4月1日、13労経農林第1794号）は廃止する。

附 則

1 この要領は、令和2年6月19日から施行する。

2 この要領の施行日前に、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定によりされた許可の申請であつて、この要領の施行の際、許可又は不許可の処分がされていない

ものに係る開発許可の基準については、この要領による改正後の東京都林地開発許可実施要領別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1

開発行為の許可基準

第1 目的

都民生活及び地域社会における森林の果す役割の重要性にかんがみ、森林の有する多目的機能の高度発揮を図る観点から、森林の土地の適正な利用を確保するため、森林における開発行為の許可の適切な運用を図ることを目的とする。

第2 許可制の対象について

1 許可制の対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。

2 許可制の対象となる開発行為

許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為（別紙）で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。

(1) 開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。

(2) 「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。）第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを越えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。」と定められているが、これは森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常

の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

ア この「土地の面積」は、この許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、道路の新設又は改築にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又はこの許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

イ 「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうち道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。

ウ 「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道よりの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

なお、地域森林計画の計画事項である「森林の土地の保全に関する事項」（法第5条第2項第6号）に対応して、「地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならない」（法第8条）こととされている。

第3 開発行為の要件

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。

1 一般的事項

(1) 次の事項のすべてに該当し申請に係る開発行為を行うことが確実であること。

ア 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可をうけた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

イ 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

(注)「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

ウ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必

要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。

エ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

(2) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であることが明らかであること。

(3) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

(注)「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

(5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

(注)開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

(6) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

(注)地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

(7) 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

(注)「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権限を有していることを原則とし、地方公共団体との間

で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めることが望ましい。

2 法第10条の2第2項第1号関係事項

- (1) 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

土地の利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。

- (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保すること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

技術的なことについては、次のアからエに掲げるとおりとする。

ア 工法等は、次によるものであること。

- (ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
(イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
(ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。
(エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は、次によるものであること。

- (ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
(イ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に2メートル以上の小段が設置されるほか必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(ウ) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

(イ) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に2メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(エ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

エ 捨土は、次によるものであること。

(ア) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

(イ) 法面の勾配の設置、2メートル以上の小段の設定、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。

(3) 切土、盛土又は捨土を行う場合は、周辺の土地利用の実態からみて、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

ア 人家、学校、道路等に近接している場合は擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講じること。

イ 設置される擁壁の構造は、次によるものであること。

(ア) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5

以上であること。

(ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

(オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

法面保護は、次により行われるものであること。

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植生工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(3)のイによるものであること。

(5) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合又は人家、学校、道路等が近接している場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

えん堤等の設置は次によるものであること。

ア えん堤等の容量は、次の(ア)、(イ)により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

(ア) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであ

ること。

イ えん堤等の設置箇所は極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準解説（総則・山地治山編）3-6-3 治山ダムの種別の選定」（平成11年7月発行）によるものであること。

(6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

排水施設の能力及び構造は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

(ア) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の点により、流量は原則としてマンニング式により求められていること。

- ・ 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/s e c)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/h o u r)

A : 集水区域面積 (h a)

- ・ 前式の適用に当たっては、次の a から c までによるものであること。
 - a 流出係数は、次の表 1 を参考にして定められていること。
 - b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。
 - c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 2 を参考として用いられていること。

表 1

区分 地表状態	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕地	—	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7
裸地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9

※ 表 1 の区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大としても差し支えない。

表 2

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

(イ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより大きく定められていること。

イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。

(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

(注) (6)のイの(エ)により河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該

河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。「同意」については、他の排水施設を経由して河川に排水を導き河川の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、河川管理者の同意を必要とすること。下流の水道取水施設、漁業権を取得している組合等の同意を必要とすること。

(7) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

洪水調節池等の設置は、次によるものであること。

ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(注)「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とすること。

イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

ウ 開発行為を行う下流部に人家、学校、道路等が近接している場合は、洪水調節池等の設置について原則として第3の2の(5)のえん堤等の構造であること。

エ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(8) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

3 法第10条の2第2項第1号の2関係事項

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

洪水調節池等の設置は次によるものであること。

- (1) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には第3の2の(7)のイによるものであること。

- ア 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることが出来ない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当たって当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。

イ 余水吐の能力は、第3の2の(7)のイによるものであること。

ウ 洪水調節池等の構造は、第3の2の(7)のウによるものであること。

エ 洪水調節の方法は、第3の2の(7)のエによるものであること。

4 法第10条の2第2項第2号関係事項

- (1) 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(注)導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

- (2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する

必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

5 法第10条の2第2項第3号関係事項

(1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

ア 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むをえず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、別紙の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、別紙の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別紙に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別紙に準じて適切に措置されていること。

(7) 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- ① 公園・緑地・広場
- ② 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- ③ 緑地帯、緑道
- ④ 法面緑地
- ⑤ その他上記に類するもの

(4) 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認め

られるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

イ 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、下表を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

樹 高	植 栽 本 数 (1ヘクタール当たり)
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

(注)「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

- (3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

6 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、1から5までによるほか、次によるものであること。

(1) 一般的事項関係事項

ア 第3の1の(4)関係事項(事業終了後の措置について)

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこ

ととしている場合は、当該許可を申請する際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を計画概要書（別記第2-1号様式）に記載するとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むよう努めること。

(2) 法第10条の2第2項第1号関係事項

ア 第3の2の(1)関係事項（自然斜面への設置について）

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置するものであること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

イ 第3の2の(6)関係事項（排水施設の能力及び構造等について）

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

(ア) 第3の2の(6)のア関係事項（排水施設の断面について）

地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、第3の2の(6)のアの(ア)の表1によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとする。

(イ) 第3の2の(6)のイ関係事項（排水施設の構造等について）

第3の2の(6)のイの規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。

また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられている

こと。

(3) 法第10条の2第2項第3号関係事項

ア 第3の5の(1)関係事項（残置し、又は造成する森林又は緑地について）

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、別紙の表によらず、次の(ア)又は(イ)の表のとおりとする。

なお、第3の1の(7)において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

(ア) 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満である場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25パーセント(残置森林率はおおむね15パーセント)以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

(イ) 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上である場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25パーセント(残置森林率はおおむね15パーセント)以上とする。	1 原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

(4) その他配慮事項

このほか、次の事項について配慮すること。

ア 住民説明会の実施等について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

イ 景観への配慮について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

【別添】

(1) 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満である場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して配置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率はおおむね40パーセント）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率はおおむね40パーセント）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
学校、工場、事業場の設置 グラウンドの造成 霊園の造成 残土処分	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、周辺におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上(緑地を含む)とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 極力、周辺部に森林・緑地を配置する。 2 事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

(2) 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上である場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とする。 3 1区画の建物敷の面積はおおむね200平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のおおむね20パーセント以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して配置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1ヘクタールあたりおおむね1,000立方メートル以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね70パーセント以上とする。(残置森林率はおおむね60パーセント以上)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね40メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね40メートル以上)を配置する。 3 切土量、盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね150万立方メートル以下とする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
宿泊施設、レジヤ施設の設置	森林率はおおむね70パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね20パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジヤ施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
学校、工場、事業場の設置 グラウンドの造成 霊園の造成 残土処分	森林率はおおむね35パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、周辺におおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね30パーセント以上（緑地を含む）とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

(別記第1号様式)

林地開発行為事前指導申出書

年 月 日

多摩環境事務所長
殿
支 庁 長

住 所

氏 名 (印)
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

林地開発許可申請に先だち、あらかじめ事前指導を受けたいので申し出ます。

開発行為に係る森林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開発行為に係る森林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定 年 月 日	年 月 日
開発行為の完了予定 年 月 日	年 月 日 (事業期間 か月)
用 地 の 権 利 関 係	
備 考	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載のこと。
- 3 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 添付書類は、事業計画書、位置図、土地利用計画図、その他参考資料とする。

別表 2

開発行為許可申請図書一覧表

No.	図 書 名	摘 要	様式No.
1	計 画 概 要 書		2-1
2	計画概要書付属明細書		2-2
3	土 地 利 用 計 画 書		2-3
4	林地開発行為工程表		2-4
5	防 災 計 画 概 要 書		2-5
6	堰堤及び洪水調節池一覧表		2-6
7	他法令の許認可関係調書	許認可通知文書を添付すること	2-7
8	資 金 計 画 書	残高証明書は申請日前3か月以内のもの	2-8
9	土地所有権者の同意書	印鑑証明書を添付すること	2-9
10	土地有権者との契約書の写		
11	土地登記事項証明書	申請日前3か月以内のもの	
12	公共施設管理者の同意書	道路使用承認等を含む	
13	法人の登記事項証明書	申請日前3か月以内のもの	
14	図 面	付表に基づき作成すること	付表 1-1 1-2

別表 3

開発行為の協議（連絡調整）図書一覧表

No.	図 書 名	摘 要	様式No.
1	計 画 概 要 書		2-1
2	計画概要書付属明細書		2-2
3	土 地 利 用 計 画 書		2-3
4	林地開発行為工程表		2-4
5	防 災 計 画 概 要 書		2-5
6	他法令の許認可関係調書		2-7
7	位 置 図	1/5,000 以上として付表に準じて作成すること	
8	区 域 図	1/2,500 以上 "	
9	土地利用計画平面図	1/2,500 以上 "	
10	防 災 計 画 図	1/2,500 以上 "	
11	面 積 計 算 図	1/2,500 以上 "	
12	土 工 定 規 図	1/100 以上 "	
13	横 断 図	1/200 以上 "	
14	縦 断 図	横 1/1,000 縦 1/200	

(別記第2-1号様式)

計 画 概 要 書

計 画 概 要																			
開発行為に係る事業又は施設の名称																			
開発面積等	開発行為をしようとする事業区域面積		(今期計画) / (全体計画) ヘクタール																
	開発行為をしようとする森林区域面積		/																
	開発行為に係る森林面積		/																
現況	地形	標高	m～	m	平均傾斜度	度													
	地質	基岩	土壌																
現況	人工林(主要樹種名) 天然林(主要樹種名)																		
	立木地		未立木地	伐採跡地	岩石地等	竹林													
	人工林	天然林																	
	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">開発行為の内容</td> <td>全体計画</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>期別計画</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>							開発行為の内容	全体計画						期別計画					
開発行為の内容	全体計画																		
	期別計画																		
施行業者 (住所・氏名)																			
事業期間 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>着手後</td> <td>ヶ月</td> </tr> </table>							着手後	ヶ月											
着手後	ヶ月																		
残置森林、造成森林、緑地の面積及び森林面積に対する割合等	項目	残置森林		造成森林	合計	緑地													
		林齢16年以上	若齢林 15年生以下																
	面積	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール													
割合	%	%	%	%	%														

事業経費		事業資金 (千円)		資金調達方法	
				種類又は名称	金額(千円)
		内	用地費	内	
工事費					
訳		訳			
	その他				
防災施設工事等の設計方針	土木関係	総切取土量 総盛土量 残土量	m ³ m ³ m ³	切取法勾配 盛土法勾配	1 : 1 :
	災害防止対策等	土留工(擁壁) 暗渠工 水路工 沈砂池 洪水調節池	m m m 個 個	植栽工 法面緑化工 (貯砂能力 (調節能力	m ² m ² m ³) m ³)
	維持管理方法 その他、特に 配慮する事項				
残置森林・造成森林の維持管理方法					
一時的利用の場合は利用後の原状回復方法					
周辺地域における住宅、道路、公園、その他の施設の状態					
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需要の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水源の有無 ・防火用水等に関する利用の有無 ・漁業関係施設の有無 ・水源を依存する農地の有無 			
その他		森林施業上での影響の有無、隣接土地所有者の同意の有無			

(別記第2-2号様式)

計 画 概 要 書 付 属 明 細 書

土地の所在場所					事業		開発行為 をしよう とする 森林面積	左 の 面 積 の 内 訳					森林 以外 の 面積	残 置 森 林 率	森 林 率	土地の登記済の権利について		開発行為 のための 権利取得 状 況		
郡 ・ 市	町 ・ 村	大 字	字	地 番	森林の現況			開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 面 積			残置森林面積					権利 の 種 類	権 利 者 住 所 ・ 氏 名			
					樹 種	林 齢		用途面積	造成森林	造成緑地	計	15年生 以 下							16年生 以 上	
							合 計													
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭

(注意事項)

- 1 土地の所在場所は土地登記事項証明書を参照し、事業区域の全地番を正確に記載すること。事業区域とは、開発行為をしようとする森林とその他の森林及びその他の土地を合計したものであること。(②+⑨)
- 2 ①の面積は、地番1筆の全面積を()書きで上段に記載するとともに下段に裸書で事業区域の面積を記載すること。
- 3 ②の面積は、①の裸書記載の事業区域面積のうち、森林法第5条にいう森林の面積を記載すること。
- 4 ⑥の開発行為に係る森林の面積とは、実際に土地の形質を変更等をする面積である。
- 5 ③と④及び⑤の面積が重複する場合は、④と⑤の面積は③の内数とし、()書きすること。

- 6 ⑩の率は②の面積に対する⑧の比を百分率をもって合計欄に小数点以下第1位まで記載すること。
- 7 ⑪の率は②の面積に対する(④+⑦+⑧)の比を百分率をもって合計欄に小数点以下第1位まで記載すること。
なお、開発目的が住宅団地の造成の場合は②の面積に対する(④+⑤+⑦+⑧)の比を百分率をもって記載すること。
- 8 ⑫の欄には所有権、地上権等について記載すること。
- 9 1筆の土地の場合でも記載すること。
- 10 面積は、ヘクタールを単位とし、小数点以下第4位まで記載すること。

(別記第 2 - 3 号様式)

土地利用計画書

単位：h a

開発前区分 開発後区分 (例示)	森	林	農	地	そ	の	他	計
法面・平坦地								
工場・建物用地								
調節池								
沈殿池								
公共用地								
保全区域								
小計								
造成緑地								
造成森林								
小計								
残置森林								
計								

- (注) 1 開発後区分と造成緑地・造成森林とが重複する場合は、造成緑地・造成森林の面積を()書きとすること。
2 面積は、ヘクタールを単位とし、少数点以下第 4 位まで記載すること。

(別記第2-4号様式)

林地開發行為工程表

		年												年												年														
工種	数量	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
備考																																								

(別記第 2 - 5 号様式)

防災計画概要書

土 木 関 係	切土量 m³ 盛土量 m³ 残土量 m³ 残土処理 場 所 : 最大切取高 m 切取法面勾配 割 分 (度) ステップ高 m ステップ幅 最大盛土高 m 盛土法面勾配 割 分 (度) ステップ高 m ステップ幅	
	切取法面 盛土法面 残土法面 その他	緑 化 面 積 m ² m ² m ²
主 要 構 造 物	擁壁 工種 : 延長 m 高さ m 前法勾配 割 分 天端幅 m 柵工 工種 : 延長 m 高さ m その他	
雨 水 排 水 施 設 (水路、調整池等)	集水区域面積 h a 雨量強度 mm / h 水路 工種 : 延長 m 高さ m 幅 m 安全率 % 暗渠等工種 : 延長 m 高さ m 幅 m 安全率 % 暗渠 工種 : 延長 m 径 m 沈殿池 基 m² (m³) 安全率 % 調整池 基 m² (m³) 安全率 %	
土 砂 流 出 防 止 施 設	土砂流出量 造成中: m³ 、 造成後: m³ 堰堤 工種 : 延長 m 高さ m 天端幅 m 上流法勾配 割 分 下流法勾配 割 分 設計推砂量 m³ 安全率 %	
設 計 基 準		

- (注) 1 施設の規模、断面を決定した算定書を添付すること。
 2 欄内に記入できない場合は別葉とすること。
 3 堰堤、調整池については、様式 2 - 6 号を添付すること。

(別記第2-7号様式)

他法令の許認可関係調書

法令種	条 項 第 条第 項	許 認 可 済 年月日、番号、期間	届 出 済 年 月 日	申 請 済 年 月 日
農 地 法				
農 振 法				
森 林 法				
都 市 計 画 法				
砂 防 法				
道 路 法				
河 川 法				
建 築 基 準 法				
宅 地 造 成 等 規 制 法				
自 然 公 園 法				
廃 掃 法				
工 場 立 地 法				
鉱 業 法				
採 石 法				
砂 利 採 取 法				
東京における自然の保護と回復に関する条例				

- (注) 1 許認可通知文、届出書、申請書の写しを添付すること。
2 他法令等の許認可等を受けていない場合は、その理由又は経過書を添付すること。

(別記第2-8号様式)

資 金 計 画 書

会社法人等の設立年月日		資本金	千円
法令による登録等			
従業員数			
主たる取引金融機関			
収 入	自己資金		千円
	借入金		千円
	その他		千円
支 出	用地費		千円
	土木費		千円
	防災費		千円
	付帯費		千円

- (注) 1 法令による登録等欄には建設業登録や採石業者登録などを記載すること。
2 支出欄の土木費、防災費の明細書を添付すること。
3 添付書類
 自己資金の証明書（金融機関の残高証明書等）
 借入金の融資証明書
 貸借対照表
 損益計算書
4 証明書は原則として申請日前3か月以内に発行されたもので、2以上の金融機関にわたる場合には同日付けのものであること。

(別記第2-9号様式)

土地所有権者の同意書

年 月 日

殿

貴殿が 地区で東京都林地開発許可手続に関する規則に基づき開発行為を行うことについて、異議なく、その施行について同意します。

土地の関係権利者						
森林の所在場所	現況 地目	開発行為 の面積	権利 の種類	同意者の 住所、氏名	印	共有 関係

※ 権利の種類欄には、所有権、地上権、抵当権、賃借権等を記入する。

※ 印鑑証明書を添付すること。

(別記第3号様式)

変更対照表

		変更前	変更後
事業区域面積		ha	ha
開発しようとする森林面積		ha	ha
開発に係る森林面積		ha	ha
開発後の 土地利用計画	開発後の用途	ha	ha
		ha	ha
		ha	ha
		ha	ha
		ha	ha
		ha	ha
	造成森林	ha	ha
	小計	ha	ha
	残置森林	ha	ha
合計	ha	ha	
残置森林率		%	%
森林率		%	%
全体計画期間		当初 着手年月日 完了年月日	今回 変更 着手年月日 完了年月日
		前回 変更 着手年月日 完了年月日	
開発計画の概要について			
他法令等の許認可状況			
防災面 について	土工および緑化関係		
	主要構造物		
	排水計画		
資金計画について			

(別記第 4 号様式)

文 書 番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

国又は地方公共団体の長 ㊟

林地開発行為の協議について

東京都林地開発許可実施要領第 9 条の規定に係る開発行為を、別紙計画書のとおり実施したいので協議します。

- (注) 1 提出書類は別表 2 に基づき提出すること。
2 提出部数は正副 2 部とする。

【付表1-1】

開発行為の目的	図面の種類		明示すべき事項	縮尺	留意すべき事項	
共通	位置図		①開発対象地域の位置 ②道路のみの開発行為については線形	1 / 50,000以上		
	区域図		①開発対象地域 ②市町村、大字、字界及び名称 ③事業区域界 ④開発対象区域内の立地条件（地形、河川、沢、湖沼（溜池）、崩壊地、人家、公共施設等）及び法令等に基づく地域指定の状況 ⑤残置又は造成する森林及び緑地	1 / 5,000以上	事業区域とは、地域森林計画区域以外の土地を含む開発をしようとする森林等の区域。地形図を使用すること。	
	現況図		①開発対象地域について人工林、天然林及び針葉樹、広葉樹の区別 ②開発をしようとする森林の周辺の人家及び公共施設の位置	1 / 5,000以上	区別ごとに色分けすること。	
	公図		①事業区域と開発対象地域の区別 ②事業区域内及び隣接区域の所有者氏名及び地番	1 / 3,000以上	取得済み又は同意済みの箇所を色分けすること。	
	開発区域求積図		地番ごと開発後の用途別面積	1 / 2,500以上	三斜法、座標法等。	
①別荘地・スキー場・ゴルフ場・グラウンド・霊園 ・住宅団地等の造成 ②宿泊施設・レジャー施設・学校 ・工場・事業場等の設置 ③残土処分等 ④太陽光発電施設の設置	土地利用計画	造成計画平面図	①切土、盛土、捨土等の形態別の施行区域 ②施行する施設又は工作物の位置 ③残置し又は造成する森林及び緑地の区域 ④公共施設、公益的施設及び文化財等の位置 ⑤縦横断測線を位置付ける。	1 / 2,500以上	コンターの記入してある図面を使用し、切土、盛土、捨土等明示すべき事項を色分けする。	
		土工計画	造成計画縦横断面図	①造成計画平面図の測線名を記入し、施行前の地盤高の変化を明示し、施行後の計画高、法面の勾配及び施行する工作物を正確に記入する。	1 / 1,000以上	
	防災施設等の計画	土工定規図		①標準の断面に法面の勾配、排水施設（小段の排水）、工作物の構造及び切土、盛土の法面保護等を明示する。	1 / 100 以上	断面が長い場合は、法面の附近又は工作物の位置する場所でのよい。
		防災計画図		①擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池及び洪水調節池等の位置を明示する。 ②流域の区域を明示する。	1 / 2,500以上	防災施設等の計画が総合的に判断できるよう、施設別に色分け又は記号にて記入する。
		施設の詳細図		①擁壁、えん堤、貯水池及び洪水調節池の構造及び施設計画の詳細を明示する。	1 / 100 以上	施行する施設ごとに図面を作成する。
		排水施設計画図		雨水及び汚水排水に分離し、それぞれについて施行する排水施設の規模及び排水路の勾配等について明示する。又流末処理に至るまで水路状況を記入する。	1 / 2,500以上	汚水排水については、汚水処理場の位置と排水量に対する下流の流下能力（最小断面）を確認する。
		排水系統図		排水施設は、集水する流域面積によりその規模（管の大きさ等）が変るので流域面積ごとに排水系統を明示する。	1 / 2,500以上	流域面積の決定に対する理由を確認する。
		排水施設の詳細図		雨水及び汚水の排水施設の構造及び汚水処理場等の詳細を明示する。	1 / 100 以上	河川等の環境基準を守る施設があるかどうか。
		施工中の災害防止計画図		施工中の災害を防止するため施行する施設等の位置及びその詳細を明示する。	1 / 2,500以上	施行する工程等が明らかであるか、又その理由について。
	附帯施設計画	道路	計画平面図	進入道路の接続地点、幅員、延長、線形及び構造物の位置を明示する。（開発対象地域に道路を計画する場合もその詳細を記入する。）	1 / 2,500以上	造成計画平面図に同時図示してもよい。
縦断面図			線形に沿って則点を入れ、地形の変化を明示し、計画勾配を記入する。	横1/1000 縦1/200	切土高、盛土高、勾配等が明示されているか。	
横断面図			則点ごとの断面の地形の変化を明示し、計画断面を記入する。	1 / 100 以上	5.0m以上の法面に小段が切られているか。	

【付表1-2】

開発行為の目的	図面の種類		明示すべき事項	縮尺	留意すべき事項	
	附帯施設計画	給水計画	構造物の詳細図	ブロック積、排水施設等の構造を明示する。	1 / 100 以上	寸法、法勾配、材料が明示されているか。
			施設計画平面図	送水施設、配水池、貯水、取水、給水管の配管及び浄水ポンプ等の位置及び規模等を明示する。	1 / 2,500以上	排水施設計画図に同時図示してもよい。
			施設構造図	配水池、取水池、浄水場等の施設構造を明示する。	1 / 1,000以上	配水池等の施設の概要を明示するもの。
			構造物の詳細図	給水管、浄水ポンプ等の構造の詳細を明示する。	1 / 500 以上	管径等の寸法が明示されているか。
土石採取	土地利用計画	土地利用計画平面図	採取計画の区域、沈砂池及び調節池を必要とするときはその位置、防災施設の配置計画等を明示する。残置し又は造成する森林及び緑地の区域を明示する。	1 / 2,500以上	コンターの記入してある図面を使用し、計画の区域、施設の配置計画を色分けし、その凡例に間違いがないか。	
		土工計画	計画縦断面図	採取前の地盤高の変化及び採取後の計画縦断を明示する。	1 / 1,000以上	切土高、盛土高、採取後の地盤高が明示されているか。
	土工計画	計画横断面図	採取前の断面の地盤高の変化及び採取後の計画横断を明示する。	1 / 1,000以上	採取後の断面及び道路等に接する場合その関連が明示されているか。	
	土工計画	法面保護工法図	採取後の法面を保護する工法。	1 / 100 以上	全面の保護でない場合は、その理由が明確か。	
	防災施設の計画	跡地利用計画平面図	採取後の跡地を利用するときは、その計画施設を明示する。	1 / 2,500以上	利用計画がないときは、その維持管理について明示されているか。	
		防災、排水計画平面図	採取中及び採取後における雨水の排水計画は、周辺の地域に対する防災計画及び流末処理について明示する。	1 / 2,500以上	周辺地域に影響があると認められるときは同意等があるかどうかを確認する。	
防災、排水施設構造図		防災、排水施設についてその構造の詳細を明示する。	1 / 100 以上	調節池、沈砂池等の構造図があるか確認する。		

注意事項

- 1 上記図面のほか必要な図面は適当な縮尺で作成すること。
- 2 必要がないと認められる図面は省略することができる。

(その他) 添付する計算書等

- 1 土量計算書
- 2 面積計算書
- 3 雨水等排水の流量計算書
- 4 調節池貯水量計算書
- 5 給水量の計算書
- 6 地質調査書
- 7 設計者及び工事施行者一覧表
- 8 その他必要と認められる計算書